

公立大学法人奈良県立大学監事監査規程

（趣旨）

第1条 この規程は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の規定に基づき、公立大学法人奈良県立大学（以下「法人」という。）の監事が行う監査（以下「監査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（監事の基本的姿勢）

第2条 監事は、公正な立場で適切に監査を実施することにより、法人の業務の適正かつ効率的な運営を確保するよう努めなければならない。

2 監事は、監査機能の充実・強化を図るため、積極的に監査に必要な情報の入手に心掛けるなければならない。

3 監事は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（監査の区分）

第3条 監査は、業務監査及び会計監査とする。

（監査の方法）

第4条 監査は、書面監査及び実地監査により行う。

（監査の事務補助）

第5条 監事は、内部監査室の職員に、監査に関する事務を補助させることができる。

2 監事の事務を補助する職員は、監査の実施に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

（役員及び職員の不正行為等の監事への報告）

第6条 役員及び職員の不正行為、違法行為若しくは著しい不当事実がある場合又は業務上の重大な事故若しくは異例の事項が発生したときは、役員又は職員は、速やかにその旨を口頭又は文書で監事に報告しなければならない。

2 監事は、前項の報告を受けたときは、その調査を行い、必要な場合には助言又は勧告を行うことができる。

（監査の実施）

第7条 監事は、監査の必要に応じ、役員及び職員に質問し、説明を求め、また資料の提出を求めることができる。

2 監査を受ける役員及び職員は、監査の円滑な遂行のため、監事及び監査に関する事務の補助に従事する職員に協力しなければならない。

3 監事は、内部監査室と連携し、有効かつ効率的な監査を実施するものとする。

（重要な会議への出席）

第8条 監事は、理事会、経営審議会、教育研究審議会その他の法人の管理運営等に係る重

要な会議に出席し、意見を述べることができる。

2 前項の会議に出席しない場合には、監事は、役員又は職員から審議事項についての説明を受け、関係資料を閲覧することができる。

(文書の閲覧)

第9条 監事は、法人の業務運営に関する重要な文書を閲覧することができる。

(理事長への意見の提出)

第10条 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長に意見を提出することができる。

(奈良県知事への意見の提出)

第11条 監事は、法第13条第9項の規定により。監査の結果に基づき奈良県知事に意見を提出する場合には、あらかじめ理事長にその旨を通知するものとする。

(規程等の制定、変更)

第12条 理事長は、この規程、その他関連する細則及び要綱を制定又は変更する場合は、監事の意見を聴かなければならない。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和元年9月11日から施行する。